

# 母子保健施策の動向について

## ～児童福祉に係る施策～

令和5年

こども家庭庁成育局母子保健課

－ 681 －

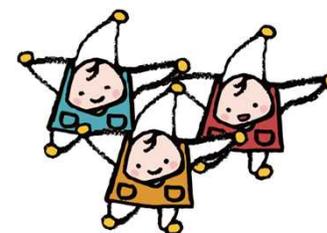
(1)成育基本方針の見直しについて

(2)性と健康の相談センター事業

(3)子育て世代包括支援センター

(4)研修事業のご案内

(5)情報提供サイトなど



# 成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」  
(平成30年法律第104号)

※ 2018年12月14日公布、2019年12月1日施行

## 法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

## 主な内容

### ○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備

### ○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

### ○関係者相互の連携及び協力

### ○法制上の措置等

### ○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

### ○成育医療等基本方針の策定と評価

- ・案を作成するときは、こども家庭審議会（※）の意見を聴く  
※ 令和5年3月までは、厚生労働省に設置された成育医療等協議会
- ・閣議決定により策定し、公表する
- ・少なくとも6年ごとに見直す

### ○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等  
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

— 683 —  
○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

令和5年度～10年度の6年程度を1つの目安に策定

### 基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、**成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要**であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育過程にある者等に対する必要な成育医療等を切れ目なく提供する等に対するための施策を総合的に推進

### 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

- (1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療
  - ①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保 等
  - ②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実 等
  - ③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進 等
- (2) 成育過程にある者等に対する保健
  - ①総論 ▶妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進 等
  - ②妊産婦等への保健施策 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進 等
  - ③乳幼児期における保健施策 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備 等
  - ④学童期及び思春期における保健施策 ▶生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進 等
  - ⑤生涯にわたる保健施策 ▶医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築 等
  - ⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 等
- (3) 教育及び普及啓発
  - ①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進 等
  - ②普及啓発 ▶「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進 等
- (4) 記録の収集等に関する体制等
  - ①予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶PHR
  - ②成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶CDR 等
- (5) 調査研究 ▶成育医療等の状況や施策の実施状況等を収集し、その結果を公表・情報発信することによる、政策的対応に向けた検討 等
- (6) 災害時等における支援体制の整備 ▶災害時等における授乳の支援や液体ミルク等母子に必要な物資の備蓄及び活用の推進 等
- (7) 成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上 等

### その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施 等

# 成育医療等基本方針に基づく評価指標 その1

令和5年3月22日に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（成育医療等基本方針）に基づき、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組を適切に実施するための評価指標を策定。

	アウトプット	アウトカム（健康行動）	アウトカム（健康水準）
<b>周産期</b>			
①妊産婦の保健・医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 産科・新生児科医師数、助産師数</li> <li>◆ 母子保健事業について妊産婦に個別に情報提供する周産期母子医療センター数</li> <li>◆ 妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施</li> <li>◆ 里帰り出産について里帰り先の市町村・医療機関との連携体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 母体・新生児搬送数の受入困難事例数</li> <li>◆ 妊娠11週以内での妊娠届出率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 妊産婦死亡率</li> <li>◆ 新生児死亡率</li> </ul>
②産後うつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 妊娠中の保健指導で、産後のメンタルヘルスについて、妊婦等に情報提供</li> <li>◆ ハイリスク妊産婦連携指導料の届出</li> <li>◆ 精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 産後ケア事業の利用率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合</li> </ul>
③低出生体重児		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 20～30歳代女性の瘦身の割合</li> <li>◆ 妊婦・妊娠中のパートナーの喫煙率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 全出生数中の低出生体重児の割合</li> </ul>
④妊産婦の口腔	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 妊産婦の歯科健診の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 妊産婦の歯科健診・保健指導受診率</li> </ul>	
⑤流産・死産	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 流産・死産情報の把握体制</li> </ul>		
<b>乳幼児期</b>			
①小児の保健・医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小児人口当たりの小児科医師数</li> <li>◆ 乳幼児健康診査後のフォロー体制</li> <li>◆ 乳児のSIDS死亡率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小児救急搬送の受け入れ困難事例数</li> <li>◆ かかりつけ医（医師・歯科医師など）をもっているこどもの割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小児の死亡率の減少</li> </ul>
②乳幼児の口腔		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ かかりつけ医（医師・歯科医師など）をもっているこどもの割合【再掲】</li> <li>◆ 保護者がこどもの仕上げみがきをしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ むし歯のない3歳児の割合</li> </ul>
<b>学童期・思春期</b>			
①こどもの生活習慣		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 朝食を欠食するこどもの割合</li> <li>◆ 1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合</li> <li>◆ 中学生・高校生の飲酒者・喫煙者の割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 児童・生徒の痩身傾向児の割合</li> <li>◆ 児童・生徒の肥満傾向児の割合</li> </ul>

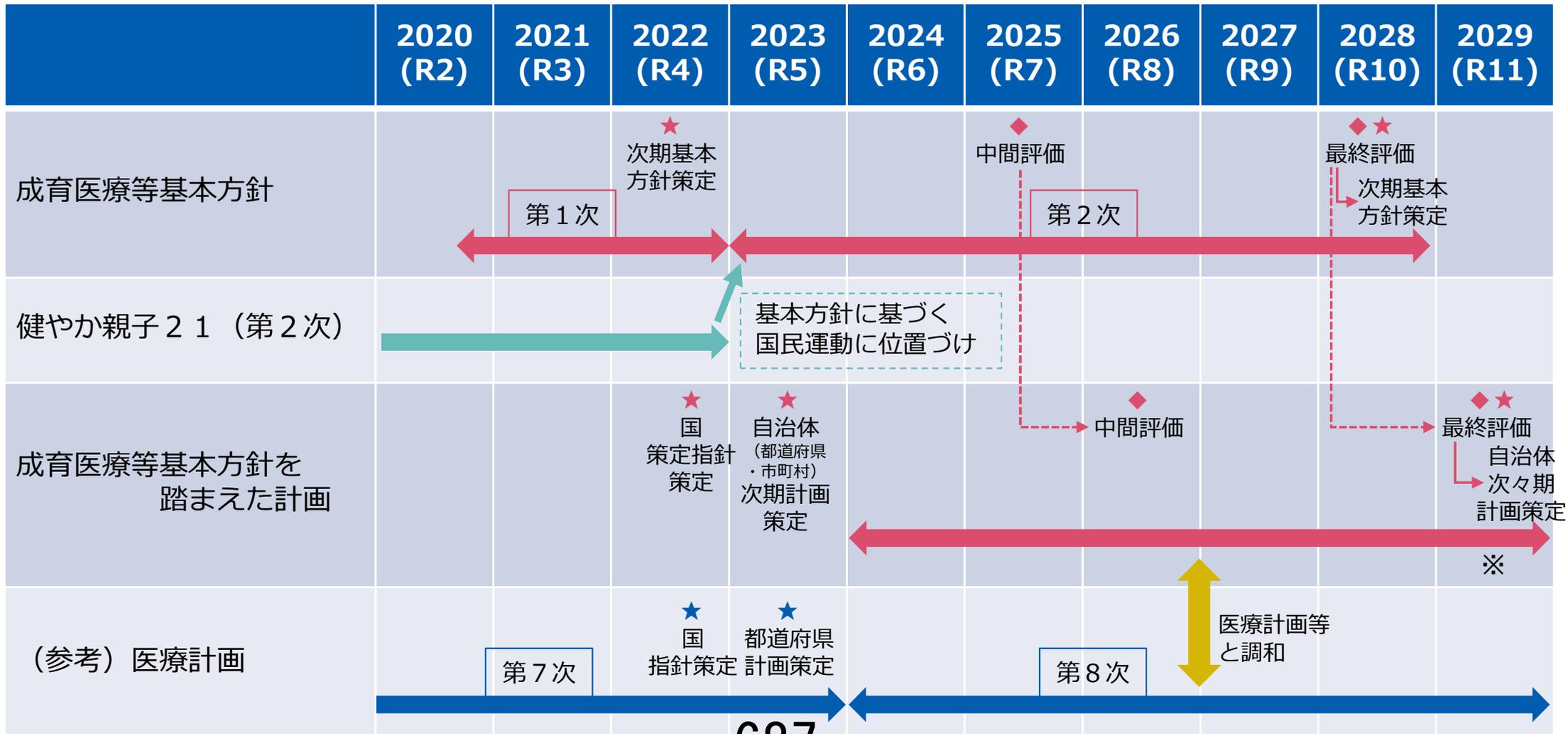
# 成育医療等基本方針に基づく評価指標 その2

	アウトプット	アウトカム（健康行動）	アウトカム（健康水準）
<b>学童期・思春期（続き）</b>			
②こどもの心の健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ スクールカウンセラーを配置している学校の割合</li> <li>◆ 親子の心の問題に対応できる小児科医の割合</li> <li>◆ 子どものこころ専門医の割合</li> </ul>		◆ 十代の自殺死亡率
③プレコンセプションケア			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 十代の人工妊娠中絶率</li> <li>◆ 十代の性感染症罹患率</li> </ul>
④学童期・思春期の口腔			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ う蝕のない十代の割合</li> <li>◆ 歯肉に疾病・異常がある十代の割合</li> </ul>
⑤障害児（発達障害児を含む）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 育てにくさを感じる親への早期支援体制整備支援</li> <li>◆ 発達障害児の療育を提供できる施設数</li> <li>◆ 小児の訪問看護ステーション数</li> <li>◆ 医療的ケア児受け入れ保育所等施設数</li> <li>◆ 医療的ケア児支援センターの設置</li> <li>◆ 医療的ケア児等コーディネーターの配置</li> <li>◆ 移行期医療支援センターの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 放課後児童クラブ登録児童数のうち障害児の割合</li> <li>◆ 小児の訪問看護利用者数</li> </ul>	
<b>全成育期</b>			
①こどもの貧困	◆ スクールソーシャルワーカーを配置している学校の割合		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ こどもの貧困率</li> <li>◆ ひとり親世帯の貧困率</li> </ul>
②児童虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 妊婦健康診査・乳幼児健康診査の未受診者を把握・支援する体制</li> <li>◆ 乳幼児期に体罰等によらない子育てをする親の割合</li> <li>◆ 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 出生0日児の虐待死亡数</li> <li>◆ 児童虐待による死亡数</li> </ul>
③ソーシャルキャピタル			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ この地域で子育てをしたい親</li> <li>◆ ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者</li> <li>◆ 地域子育て支援拠点事業の実施数</li> </ul>
④父親支援		こどもを持つ夫の家事・育児関連時間	
⑤PDCAサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 成育医療等基本方針を踏まえた協議の場の設置</li> <li>◆ 成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定</li> </ul>		

# 成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定期間等について

医療計画等他の計画と調和を保った上での計画の策定が望ましいことから、計画の策定期間については医療計画と同様の期間（2024～2029年度）とすることが望ましい。（地域の実情に応じて適宜設定して差し支えない）

◆ 評価時点で入手可能な最新のデータを評価を実施。評価に資するよう、適切に目標値を設定



※ 医療計画の期間（2024～2029年度）については、一部、第2次成育医療等基本方針の期間（2023～2028年度）を外れる期間があるが、当該期間についても第2次成育医療等基本方針と整合的なかたちで基本方針を踏まえた計画を策定することを想定。

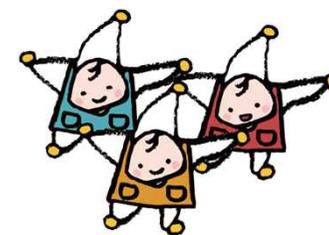
(1)成育基本方針の見直しについて

(2)性と健康の相談センター事業

(3)子育て世代包括支援センター

(4)研修事業のご案内

(5)情報提供サイトなど



# 性と健康の相談センター事業

令和5年度当初予算：9.5億円（9.2億円）

【令和4年度創設】

## 目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

※ 令和3年度までの「女性健康支援センター事業」や「不妊専門相談センター事業」を組み替えたもの。

## 内容

### ◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者（不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む）

### ◆ 内容

- (1) 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に的確に応じた健康・不妊・将来の妊娠出産に関する相談指導
- (2) 妊娠・出産に係る正しい知識等に関する親世代向け等の講演会の開催
- (3) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (4) 不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発
- (5) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援（**性感染症などの疾病等に関する受診を含む。**）【拡充】
- (7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8) 出生前遺伝学的検査（NIPT）を受けた妊婦等への相談支援体制の整備
- (9) 学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援
- (10) 思春期の児童等に対する産科受診等支援

## 実施主体・補助率

◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市

◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

# 特定妊婦等に対する産科受診等支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）【拡充】

令和5年度当初予算：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数  
【令和元年度創設】

## 目的

- 妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や新生児が0歳0日で虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要である。
- このため、予期せぬ妊娠等をはじめ、性や妊娠に関する悩みを抱える者の相談対応を行う「性と健康の相談センター」において、特定妊婦と疑われる者等を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

## 内容

### ◆ 対象者

特定妊婦（※）と疑われる者、妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる10代等の若者【拡充】

※ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）

### ◆ 内容

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠等や、性感染症などの性に関する疾病等に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な場合には、産科等医療機関への同行支援や受診費用（初回分に限る）に対する助成を行う。また、本事業により把握した特定妊婦等については、本人同意のもと市町村に情報提供するとともに、その後の支援について、市町村の伴走型相談支援の担当者とも連携を図ること。

### <事業イメージ>



## 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 実施自治体数
  - ・ 産科受診等支援 17自治体（16自治体）
  - ・ 初回産科受診料 14自治体（14自治体）
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース  
括弧は令和2年度変更交付決定ベース

## 補助単価案

- ◆ 補助単価案
 

①直営	産科受診等支援	月額	162,000円
	受診費用	受診1件あたり	10,000円
	<b>【拡充】交通費</b>	受診1件あたり	<b>2,000円</b>
②委託	産科受診等支援加算	月額	322,400円
	受診費用	受診1件あたり	10,000円
	<b>【拡充】交通費</b>	受診1件あたり	<b>2,000円</b>

# 若年妊婦等支援強化加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和5年度当初予算：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数  
【令和2年度創設】

## 目的

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行う。
- 若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部又は全てを委託することなどにより、地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

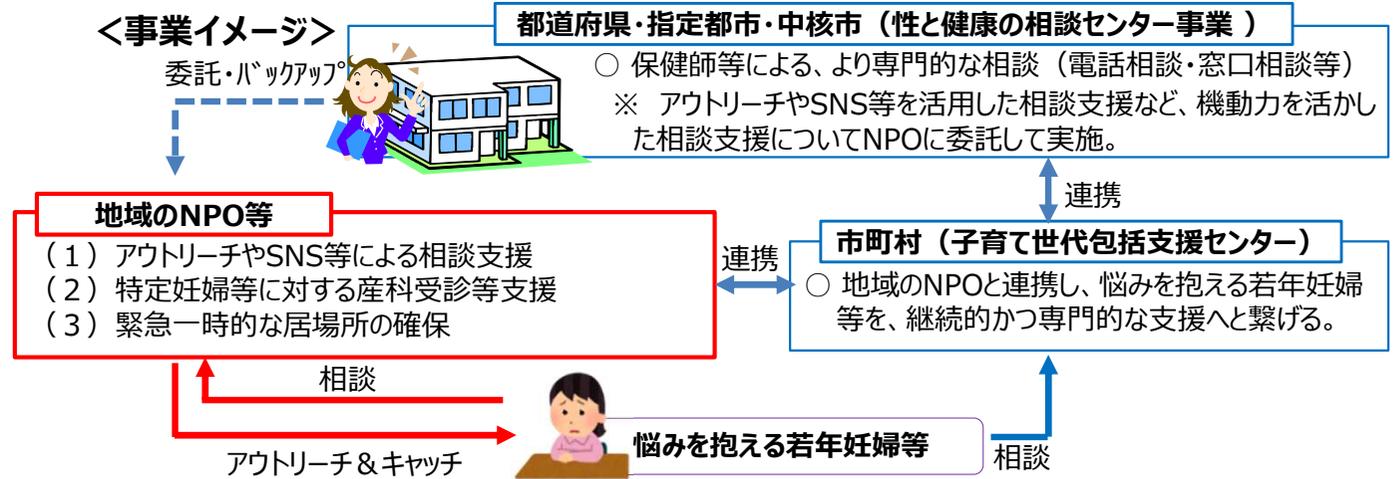
## 内容

### ◆ 対象者

10代等若年で妊娠に悩んでいる者や、若年に限らず特定妊婦と疑われる者等

### ◆ 内容

- (1) 相談支援等
  - ① 窓口相談
  - ② アウトリーチによる相談
  - ③ コーディネート業務
  - ④ SNS等を活用した相談
- (2) 緊急一時的な居場所確保



## 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
  - ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
  - ◆ 実施自治体数：15自治体
    - ・ 直営 4自治体  
(秋田県、群馬県、京都市、奈良市)
    - ・ 委託 11自治体  
(栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、兵庫県、鹿児島県、沖縄県、仙台市)
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース

## 補助単価案

- ◆ 補助単価案
  - ① 直営
 

運営費	月額	176,100円
SNS等による相談支援	年額	10,888,000円
一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円
  - ② 委託
 

基本分	月額	376,600円
夜間休日対応加算	月額	56,400円
SNS等による相談支援	年額	10,888,000円
一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円

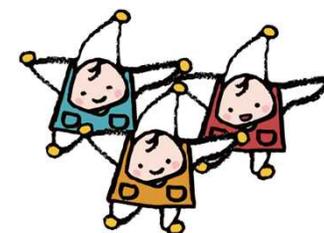
(1)成育基本方針の見直しについて

(2)性と健康の相談センター事業

(3)子育て世代包括支援センター

(4)研修事業のご案内

(5)情報提供サイトなど



# 母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進 について（通知）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知 平成30年7月20日 子母発0720第1号

## 1. 基本的考え方

(1) 母子保健施策を通じた虐待の発生予防

○平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）により改正された児童福祉法において、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、**子育て世代包括支援センター（母子保健法（昭和40年法律第141号）では「母子健康包括支援センター」。）が法定化**された。

○妊娠の届出や乳幼児健康診査等は、市町村が広く妊産婦等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、**児童虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意することが、母子保健法上も明確化され（同法第5条第2項）、母子保健施策と児童虐待防止対策との連携をより一層強化**することとされた。

## 2. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- (1) 母性、乳幼児の健康診査及び母子保健指導実施
- (2) **子育て世代包括支援センター**
- (3) 妊娠等に関する相談窓口の設置・周知
- (4) 各相談窓口での対応

## 4. 関係機関の役割と連携強化

- (1) 医療機関（産婦人科、精神科、小児科、歯科等の病院、診療所及び助産所）
- (2) 地方自治体
- (3) 児童福祉施設（助産施設）

## 3. 養育支援を必要とする家庭の把握及び支援

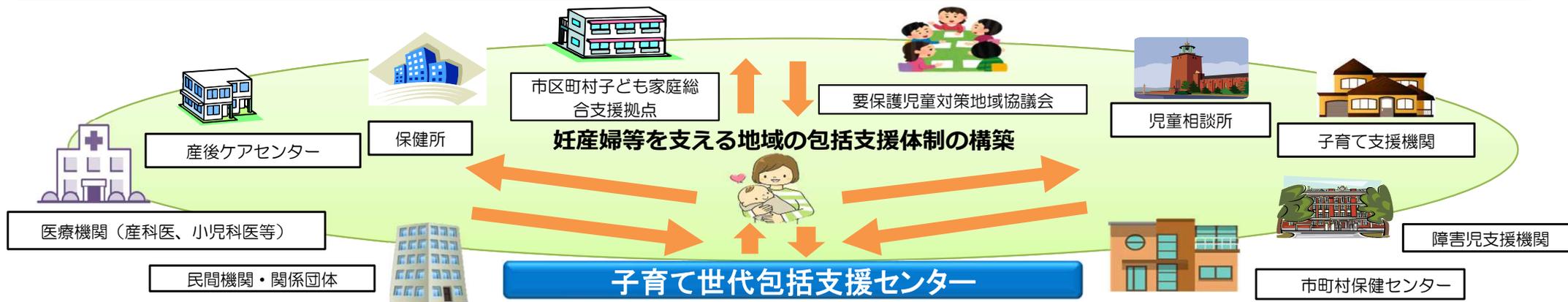
- (1) 特定妊婦への支援
- (2) 乳幼児健康診査、予防接種を受けていない家庭等への支援
- (3) 育児不安等を抱える保護者への支援
- (4) 要支援児童等に関する情報提供

## 5. 広報・周知啓発の徹底

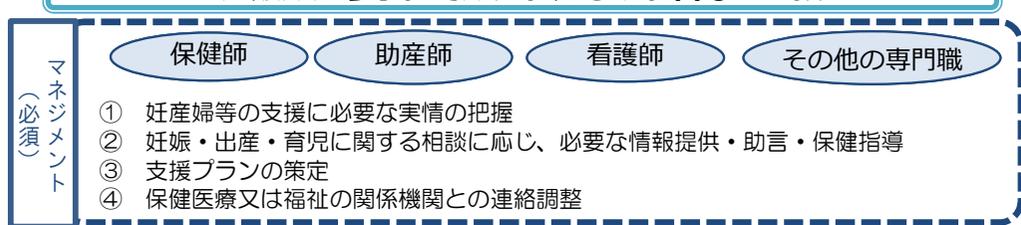
- (1) 虐待予防に向けた広報・啓発、若年者等に向けた養育や虐待予防に資する知識の普及
- (2) 国民運動健やか親子 21（第2次）

# 子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

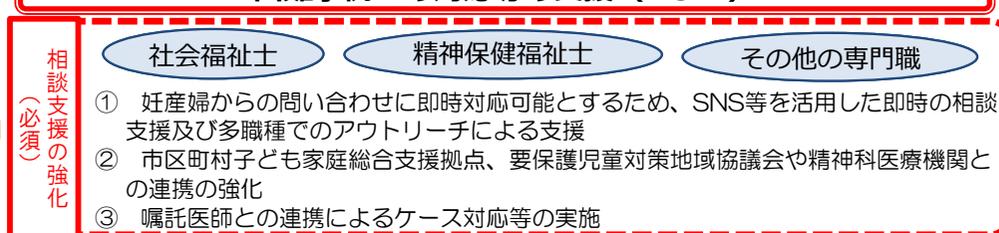
- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行うとともに、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）※H29.4.1施行
  - 実施市町村数：1, 647市区町村、2,486か所（R4.4.1現在）



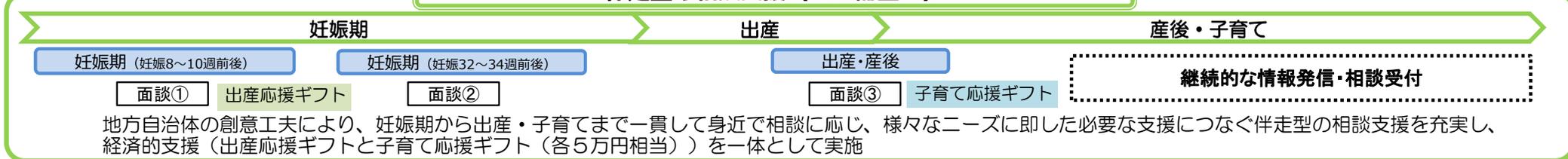
## 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援



## 困難事例への対応等の支援（R3～）



## 伴走型の相談支援（R4補正～）



# 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業【新規】

令和5年度当初予算：1.3億円

## 目的

- 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成する。なお、本事業については、今般新たに創設された伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業の効果的な取組を進めることとする。

## 内容

### ◆ 対象者

住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦。

ただし、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、以下の要件を満たす者とする。

<要件>

要件①：所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意すること

要件②：妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、支援に必要な情報(妊婦健診の未受診や、家庭の状況等を含む)を共有することに同意すること。

### ◆ 内容

- (1) 初回産科受診料補助  
低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料の一部又は全部を補助する。
- (2) 関係機関との連絡調整  
把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図る。

### ◆ 留意事項

本事業については、市町村の妊婦への支援体制整備のため、次のとおり実施することとする。

- (1) 本事業は、子育て世代包括支援センターの窓口業務として実施することとする。
- (2) 本事業による支援対象者に対して、伴走型相談支援事業による面談等を実施すること。また、面談等において、住民税非課税世帯に対する支援制度(各種子育て支援事業の利用料減免制度など)を案内することで、必要な支援に効果的につなげること。
- (3) 本事業により助成を行った妊婦に対し、必要に応じて支援計画を策定し支援を実施すること。

## 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村（伴走型相談支援事業を実施する市町村に限る。）
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：1件あたり10,000円

# 「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」

## 目的

母子保健事業等の機会を活用して、妊産婦・乳幼児期のこどもがいる家庭の養育上の問題や保護者の心身の不調等による社会的リスクを評価し、児童福祉との情報共有の必要性等について判断するためのアセスメントツールとその運用マニュアルを作成。

## 内容

- 妊娠・出産期のリスクアセスメントシート(23項目)
- 乳幼児期リスクアセスメントシート(23項目)

妊娠期・出産期のリスクアセスメントシート該当項目の個数が**7個以上**、乳幼児期おリスクアセスメントシート該当項目が**6個以上**の場合、児童福祉と情報を共有する必要がある家庭である可能性が高い。(※)

※あくまでも暫定的に定めたものであり、現時点では臨床的な判断に加え補助的に使用する参考値としての使用を推奨。

リスクアセスメントシート運用マニュアルに、シートの使い方、用語の定義、各項目についての説明・具体例等について掲載されている。

○令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」(補助先: 国立成育医療研究センター)

報告書掲載先(国立成育医療研究センターHP) [https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro\\_jigyoo/](https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyoo/)

— 696 —

※令和5年度の母子保健指導者養成研修事業「研修3」にてリスクアセスメントシートに関する研修を実施。  
母子保健指導者養成研修専用サイト ( <https://boshikenshu.cfa.go.jp> )

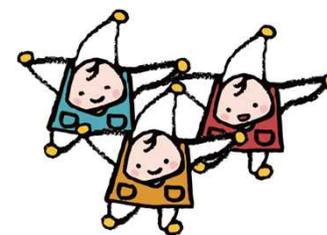
(1)成育基本方針の見直しについて

(2)性と健康の相談センター事業

(3)子育て世代包括支援センター

(4)研修事業のご案内

(5)情報提供サイトなど



# 母子保健指導者養成研修

タイトル	研修内容（一部抜粋）
<b>研修 1</b> <b>妊産婦のメンタルヘルスケアと産後ケア事業に関する研修</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦のメンタルヘルスケア、母子保健と精神科との連携</li> <li>・産後ケアの必要性とその実際</li> <li>・事例紹介</li> </ul>
<b>研修 2</b> <b>母子保健事業における各種健康教育に関する研修</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内の事故予防、アレルギーの基礎知識</li> <li>・妊娠期から乳幼児期にかけての歯科保健</li> <li>・予防接種（HPV含）の基礎知識</li> <li>・事例紹介</li> </ul>
<b>研修 3</b> <b>母子保健施策を推進（福祉との連携）するための研修</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアセスメントに関する研修、気になる親子への支援</li> <li>・法律の観点からみた母子保健</li> <li>・事例紹介</li> </ul>
<b>研修 4</b> <b>性と健康の相談（プレコンセプションケア）に関する研修</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレコンセプションケアの概要、幼少期からのいのちの教育</li> <li>・流産死産をされた方へのグリーフケア</li> <li>・事例紹介</li> </ul>
<b>研修 5</b> <b>母子保健にかかるデータに関する研修</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成育基本方針の指標について、母子保健計画の策定支援</li> <li>・母子保健情報のデジタル化、低出生体重児の成長</li> <li>・事例紹介</li> </ul>
<b>研修 6</b> <b>母子保健事業の効果的な実施に関する研修</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健における面接技術、父親支援のこれから</li> <li>・災害時の母子保健活動、こころのケア</li> <li>・事例紹介（災害に備えた平時からの備え、伴走型相談支援）</li> </ul>
<b>研修 7</b> <b>児童福祉施設等の食事の提供に関する研修</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設等における食事の提供ガイド</li> <li>・栄養管理の実践や食事の提供の支援</li> <li>・事例紹介</li> </ul>

「研修3」は研修対象者に自治体の児童福祉担当者も含まれます。

698

○9月～順次配信。2か月間オンデマンド配信（要申込）。※研修により、配信時期が異なるため注意

○お申込み：母子保健指導者養成研修専用サイト（ <https://boshikenshu.cfa.go.jp> ）

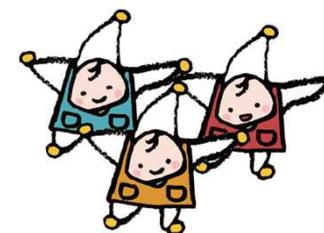
(1)成育基本方針の見直しについて

(2)性と健康の相談センター事業

(3)子育て世代包括支援センター

(4)研修事業のご案内

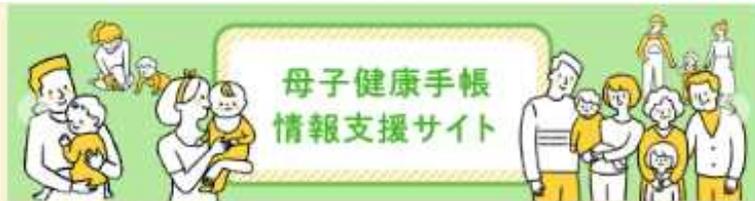
(5)情報提供サイトなど



# 健やか親子21ホームページ

## 健やか親子21

妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト



## 目的

成育基本法を踏まえた取組を推進するため、妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報発信を行う。

## 内容

### ☆ 健やか親子21と成育基本法について

成育基本法や健やか親子21応援メンバーである地方公共団体・企業・団体・大学等の活動内容について紹介しています。

### ☆ 母子健康手帳情報支援サイト

妊娠中から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しております。

### ☆ データでわかる妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て期の健康についてデータとイラストでわかりやすく説明しています。

### ☆ 参考資料 ※児童虐待防止に関する資料もあります。

調査研究事業などで作成された妊娠期から子育て期の健康づくりに参考となる資料を掲載しています。

### ☆ マタニティマーク

マタニティマークの目的やご利用ガイドなどを掲載しています。

等

# 若者の性や妊娠などの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」

SNSの普及等により性に関する様々な情報がある中、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケア（※）を推進するため、からだや性・妊娠などに関する正しい情報や相談窓口などを紹介する、若者向けの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」を令和4年3月に公開。文部科学省等関係省庁と連携して周知。

（※）成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和3年2月閣議決定）においては、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組」と定義。

## 掲載内容の概要

### 1. 相談窓口

性や妊娠・性被害・性感染症など、様々な悩みを相談できる窓口を掲載。



### 2. 正しい知識Q&A

からだや性・妊娠などの健康に関する疑問についての医学的に正しい情報を掲載。  
（月経に関する悩み、性行為、避妊、妊娠、性感染症、女性に多い病気、男性に多い性の悩み、その他）



### 3. インタビュー・コラム

インタビュー記事や専門家のコラムなど、参考になる情報を掲載。



### 4. 関連する情報や普及啓発資材

保護者の方や医療従事者向けのホームページなど、関連する情報のリンクを掲載。



ポスター・カード・シールを活用しての周知にご協力をお願いいたします。

<https://sukoyaka21-youth.cfa.go.jp/>

